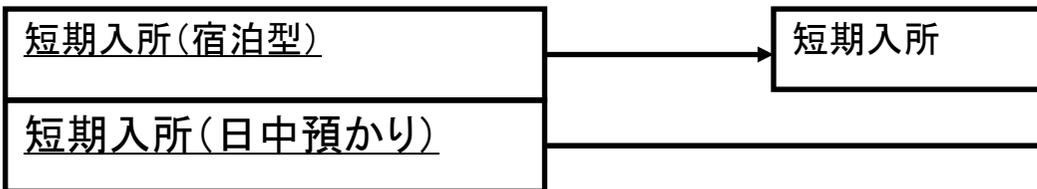
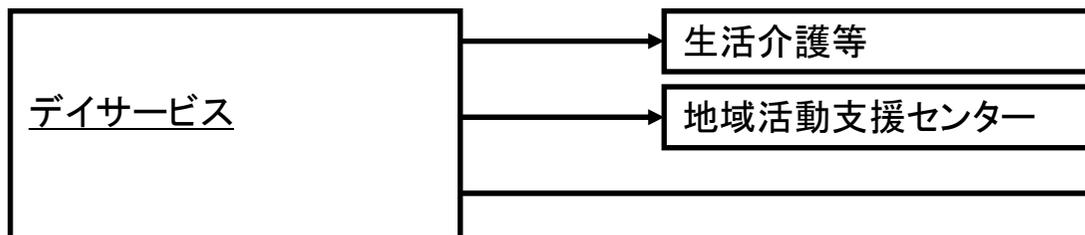


日中一時支援事業と児童デイサービス

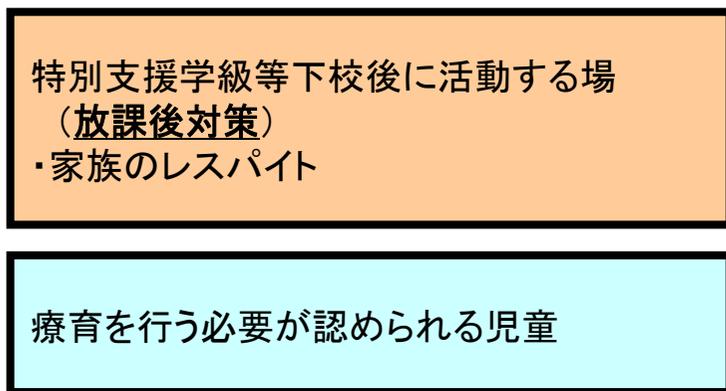
○ 知的障害者・障害児のショートステイ(日中預かり)



○ 身体障害者・知的障害者のデイサービス



○ 児童デイサービス・タイムケア事業



日中一時支援事業

・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

※ 知的障害者・身体障害者についても利用可。(年齢要件を緩和)

児童デイサービス事業

・児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行う事業 15

地域子育て支援拠点事業

○ 子育て中の親の育児不安に対応するため、地域において子育て親子が気軽に集まり、交流・相談できる拠点を設置（実施主体：市町村（NPO法人、社会福祉法人等への委託も可））

ひろば型

センター型

児童館型

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

常設のつどいの広場を
開設して実施

出張ひろば(加算)→次年度開設のステップ

地域の子育て力を
高める取組(加算)
→学生等ボランティアの
受入・養成、世代間・異年齢
児の交流、父親の育児参加
促進、公民館等地域に
出向いた支援活動

専任の保育士等を配置して
園庭や専用スペース、
地域資源を活用して実施

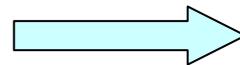
※公民館等地域に出向いた
地域支援活動の実施が必須

民営の児童館の学齢児が
来館する前の時間を活用し、
子育て中の当事者等を
スタッフとして交えて実施

地域の子育て力を
高める取組(加算)
→学生等ボランティアの
受入・養成

平成16年度 2,936カ所

(地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業)



平成19年度 4,409カ所

※H19.10月下旬時点の実施カ所数(見込みも含む)
19年度交付決定ベース

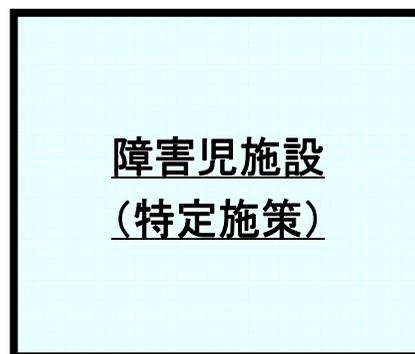
障害児の利用するサービスの方向性

- 障害のある子どもが、専門家等の支援を受けながら、原則として一般施策によるサービスを受ける方向を目指す。

(特定施策のみ利用)

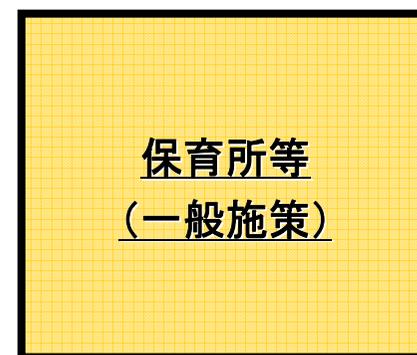


(並行通園)



※専門家等のサポートあり。

(一般施策のみ利用)



※専門家等のサポートあり。

(注) 障害の状況によっては専門の障害児施設で対応することが効果的な場合もあり、すべての場合において一般施策のみで対応することを意図するものではない。

就学前児童が利用する通所サービスの比較

	実施主体	運営に要する経費の財源	負担割合
知的障害児通園施設 肢体不自由児通園施設 難聴幼児通園施設	都道府県等	国庫負担金	国 1/2 都道府県等 1/2(※1)
児童デイサービス	市町村	国庫負担金	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
保育所	市町村	国庫負担金(注)	国 1/2 都道府県等 1/4(※2) 市町村 1/4

(注) 保育所について、設置主体が公立のものは、地方交付税で措置されている。

※1 都道府県等: 指定都市、児童相談所設置市を含む。

※2 都道府県等: 指定都市、中核市の場合は、国1/2、指定都市、中核市、1/2